

市営住宅入居申し込みについて

【申し込みの資格】

◎次の要件のすべてを備えている方に限ります。

1	甲斐市内に住所、又は勤務先があること。
2	住宅に困窮していることが明らかであること。
3	現在、公営住宅(町営、市営、村営、県営団地等)に入居していないこと。
4	世帯を構成していること。 現在婚約中で「婚約誓約書」(指定用紙)が提出でき、かつ入居契約時に新戸籍謄本、又は婚姻受理証明書を提出できる方は申し込むことができます。 また、※注1に該当する方は単身での入居が可能です。(対象住宅は、田中団地の1DKとなります。)
5	連帯保証人は、県内に居住し、公営住宅に入居及び入居予定でない方で、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人を立てられること。(外国籍の方が保証人になる場合は、永住許可を受けている方に限ります。)
6	日本国籍を有すること、又は外国人登録法に基づく登録(外国人登録、永住許可等)を受けている外国人であること。
7	公営住宅法で定める基準内の収入であること。(入居資格収入基準参照)
8	税金等(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の滞納がないこと。
9	入居申込者又は同居している者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないもの(暴力団員;暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

※注1 単身入居対象者 (市営田中団地の1DKの部屋が対象になります。)

(1) 60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる程度である者

ア. 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

イ. 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで

ウ. 知的障害者 イの精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症である者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(7) ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する者

ア. 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ. 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

【入居資格収入基準】

◎年収早見表(給与所得者が1人の場合)給与所得者が2人以上及び事業所得者は、別途加算されます。

収入基準 158,000 円以下 (収入基準の計算方法参照)						
給与所得者が1人の場合の世帯人数による年間総収入及び総所得金額						
世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年間総収入金額	2,968,000円 未満	3,512,000円 未満	3,996,000円 未満	4,472,000円 未満	4,948,000円 未満	5,424,000円 未満
年間総所得金額	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下

※収入基準の計算方法

[給与所得者の場合]

各々の前年の給与支払総額(年間総収入金額)から給与所得控除後(年間総所得金額)の金額を求めて合算する。

$$\frac{\text{給与所得控除後の金額} - (380,000 \times \text{名義人を除く世帯人数} + \infty \text{控除})}{12 \text{箇月}} = \text{収入基準}$$

[事業所得者の場合]

年収の総収入 - 諸経費 = 総所得金額

$$\frac{\text{総所得金額} - (380,000 \times \text{名義人を除く世帯人数} + \infty \text{控除})}{12 \text{箇月}} = \text{収入基準}$$

∞控除とは、障害者控除・寡婦(夫)・老人扶養親族・特定扶養親族・同居しない扶養親族などで、別に控除があります。

【申し込み方法】

◎申込み用紙を本庁、又は支所で受け取り必要書類を添えて提出してください。

【入居者提出書類】

- ① 甲斐市営住宅入居申込書
- ② 所得を証明する書類(所得課税証明書)
※マイナンバーを記載することで省略することができる場合があります。

《給与所得者の場合》

・所得課税証明書1通(市町村長の発行したもの) ※1

《自営業者の場合》

・所得課税証明書1通(市町村長の発行したもの) ※1

《年金収入の場合》

・所得課税証明書1通 ※1

《配偶者など同居親族に無職のものがある場合》(次のいずれかの書類が必要)

・16才以上の学生は、在学証明書提出

・退職証明書、又は退職予定証明書1通

・前年中の非課税証明書と保険証コピー(現在扶養されているか確認の為)

☆2人以上収入のある場合は、各々の方に証明書を提出していただきます。

- ③ 市税の完納証明書1通(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)・入居予定者全員分(納税義務者だけ)
・指定用紙(市税の納税に関する証明書交付請求書)は、竜王庁舎収納課・敷島庁舎市民課・双葉庁舎市民課で交付してもらえます。

④ 住民票謄本1通(入居者全員分)

- ・住民票は必ず続柄、本籍等の記入があるものに限り。又、婚約中の場合は双方の住民票を提出して下さい。
- ・外国人の方は、登録原票記載事項証明書を提出して下さい。
- ・現在、別世帯に住む入居予定親族の方は、戸籍謄本を提出して下さい。

⑤ その他

- ・婚約者の場合は、婚約誓約書(指定用紙)が必要です。入居契約までに入籍して、新戸籍謄本を提出して下さい。(受理証明書も可)
- ・退職予定者は、退職予定証明書(勤務先が証明したもの)が必要です。ただし、退職予定日前の入居は出来ません。
- ・申込み内容により、上記以外の書類を提出して頂くこともあります。また、不備書類がある場合は受付致しません。なお、申込時には印鑑をお持ちください。

[連帯保証人提出書類]

① 所得を証明する書類(所得課税証明書)

- ※マイナンバーを記載することで省略することがあります。
- ・所得課税証明書1通(市町村長の発行したもの) ※1

② 住民票謄本1通

- ・住民票は必ず続柄、本籍等の記入があるものに限り。

※1 所得課税証明書については、申請時に取れる最も新しい年度のもの(最新版)を提出して下さい。

(注)住民票謄本・所得課税証明書・市税の完納に関する証明書交付請求書の交付については、それぞれ300円の証明料がかかります。

【入居上での注意点】

- ・入居契約の際に、家賃の3ヶ月分の敷金が必要となります。
- ・各団地の自治会に入会していただきます。
- ・市営団地の家賃は、入居者の収入等及び法令等の規定に基づき入居後も変更されます。

市営住宅での禁止事項

団地での生活は大勢の人達の共同生活です。ひとりの身勝手な行為、不注意が隣人に迷惑を及ぼすことがしばしば生じます。特に、次の事項については禁止事項としておりますので、市営住宅入居者全員が明るく楽しい生活ができるようご協力をお願いします。

- 犬・猫・ハト等のペットの飼育
- 深夜の音楽、ピアノ等の音
- 早朝、深夜の自動車等の騒音
- 他人を許可なく住まわせる
- 他人に部屋を貸す
- 営業行為